

# 田川広域水道企業団入札心得

## (目的)

第1条 田川広域水道企業団（以下「企業団」という。）の契約に関する一般競争及び指名競争を行う入札その他の取扱いについては、田川広域水道企業団契約事務規則（令和5年規則第2号。以下「規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

## (入札保証金)

第2条 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に見積金額の100分の5以上の入札保証金を納付するものとする。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合はこの限りではない。

## (入札等)

第3条 入札参加者は仕様書・図面及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、仕様書・図面等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

2 入札参加者は、一般競争入札及び指名競争入札に関する基準（令和5年告示第10号）第1条第3項の規定に該当する場合は、参加できない。

3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（様式第1号）を持参させなければならない。

4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

5 規則第8条に定める様式第2号の入札書（以下「入札書」という。）に入札者は記名押印し、所定の時間内に入札しなければならない。

## (積算総括表の提出)

第4条 入札参加者は、積算総括表の提出を要する入札に際しては、入札書に記載される入札金額と整合性を持つ積算総括表を必ず提出しなければならない。

## (入札の辞退)

第5条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者が入札を辞退するときは、その旨を次の各号のいずれかにより申し出

るものとする。

- (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届（様式第2号）を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
- (2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第6条 入札参加者は、刑法（明治40年法律第45号）及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

4 入札参加者は、談合情報等があった場合には、発注者の事情聴取等に協力しなければならない。

（入札執行の延期、停止及び中止）

第7条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 指名競争入札において、入札辞退等により入札参加者が1者となったときは、入札を取りやめるものとする。

3 天災事変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるときは、当該入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

（無効の入札）

第8条 次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したもの
- (2) 入札書が所定の日時までに到着しないもの

- (3) 入札保証金が所定の額に達しないもの
- (4) 入札保証金を納めていない者が入札したもの（ただし、規則第6条第1項ただし書により入札保証金を免除したもの及び同条第2項により担保の提供をもって代えたものは除く。）
- (5) 委任状を提出しない代理人が入札したもの
- (6) 提出することが求められる積算総括表その他の資料を提出しない者又は不備のある資料を提出した者が入札したもの
- (7) 入札者の記名押印がなく、入札者が判明できないもの
- (8) 金額を訂正したもの又は金額その他主要事項の記載が不明確なもの
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明確であるもの
- (10) 一の入札に同一の入札者から2通以上の入札書が出されたもの
- (11) 入札者が明らかに協定して入札し、その他入札に際し不正の行為があったと認められるもの
- (12) 入札書の記載金額が予定価格を超える入札又は最低制限価格を下回る入札
- (13) 再度入札において、前回の提示金額と同額又はそれ以上（最低制限価格を下回る入札の再度入札においては、それ以下）の金額を提示したもの
- (14) 企業長が別に定める指名停止の措置に基づく指名停止期間中の者が入札したものの
- (15) その他入札に関する条件に違反したものの  
(落札者の決定)

第9条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 最低制限価格を設けた場合においては、前項の規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度の入札)

第10条 開札をした場合において、各人の入札のうち前条の規定による落札者がいないときは、直ちに再度の入札（以下「再入札」という。）を行う。ただし、予定価格及び最低制限価格のいずれも事前公表を行ったものについては、再入札は行わない。

- 2 再入札の執行回数は、3回を限度とする。

3 再入札においても、全者が予定価格を超えたことにより落札者がいない場合は、再入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合に、その者と契約を行うことができるものとする。

4 再入札においても、全者が最低制限価格を下回ったことにより落札者がいない場合は、入札を不調とする。なお、この場合において、入札参加者を替えて再入札を行うことがある。

(再入札の入札保証金)

第11条 前条の規定により再入札を行う場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付(入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。)をもって、再入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(同一価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第12条 落札となるべき同価格の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札をしたものにくじを引かせて落札者を定める。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(落札決定の取り消し)

第13条 落札の決定から契約締結までの間に、田川広域水道企業団建設工事に係る建設業者の指名停止の措置要綱(令和5年告示第12号)及び構成団体が定める指名停止の措置要領等の措置要件に該当するなど、無効の入札に当たると認められた場合は、落札決定を取り消すものとする。

(契約保証金)

第14条 契約を締結しようとする者は、規則第32条第1項の規定に基づく契約金額の100分の10以上の契約保証金または契約保証金に代わる担保を納付し、又は提出しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではない。

(入札保証金等の振替え)

第15条 契約担当者において必要があると認めた場合には、落札者に還付すべき入札保証金等を契約保証金又は契約保証金等の一部に振り替えることができる。

(入札保証金の納付を免除された落札者が契約締結しない場合の違約金)

第16条 規則第6条第1項第2号若しくは第3号又は第27条の規定により入札保証金の納付を免除された者が落札者となった場合において、当該落札者が正当な理

由なく期限までに契約を締結しないとき、又は前項により契約を締結しないときは、当該落札者は落札金額（消費税及び地方消費税の額を除く。）の100分の5に相当する違約金を企業団に収めなければならない。

（異議の申立て）

第17条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書の案、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（準用）

第18条 この入札心得は、随意契約について準用する。

附 則

この心得は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、令和8年4月1日から施行する。

様式第 1 号

年 月 日

田川広域水道企業団 企業長 殿

住 所

氏 名 ⑩

委 任 状

今般、都合により下記の者を代理人に定め、貴団における入札に関する一切の権限を委任します。

記

代理人氏名

代理人使用印

案 件 名

様式第2号

入 札 辞 退 届

案件名 \_\_\_\_\_

下記の理由により入札を辞退します。

[辞退理由]

-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----

年 月 日

住 所  
称号又は名称  
代表者氏名

田川広域水道企業団 企業長 殿